

【重点審議事項の論点整理について（厚生・産業常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備考
<p>男女共同参画計画と女性活躍推進について</p>	<p>平成 27 年 6 月 10 日 常任委員会 ・平成 27 年度中に策定、変更が予定されている計画等について</p> <p>平成 27 年 7 月 10 日 常任委員会 ・滋賀県女性活躍推進企業認証制度について</p> <p>平成 27 年 10 月 6 日 常任委員会 ・滋賀県男女共同参画計画の策定について</p> <p>平成 27 年 12 月 15 日 常任委員会 ・次期滋賀県男女共同参画計画（原案）について</p> <p>平成 28 年 3 月 9 日 常任委員会 ・滋賀県男女共同参画計画（案）について</p>	<p>男女共同参画計画について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画というのは、ただ男女差をなくすということではなくて、男女がお互いに協力し合いながら過ごせる社会や職場を目指そうということであり、自治会の女性役員の割合など、内容によっては数値目標を無理に設定しなくてもよいのではないか。 ・ 女性も必ず働かなければならないという誤解を招きがちだが、誰もが主体的に多様な選択ができることが望ましい姿。県の計画なのだから、県民の望む姿を実現するような内容であるべき。 ・ 女性の貧困は深刻な問題であり、その点をしっかり反映するような計画にしていきたい。 ・ 現状では父子家庭より母子家庭に対するサポートが手厚いが、男女共同参画の視点からするとその点のバランスを是正することも必要ではないか。 ・ 女性も家庭にこもっていないで外で働こうというのが男女共同参画ではない。専業主婦も一定おられるので、配慮が必要ではないか。 ・ 重点推進目標に女性の就業率が挙げられている。雇用の機会の確保も重要であるが、女性は非正規雇用が多いことから均等な待遇や正社員化も必要であり、その要素を加えていただきたい。 ・ 男性の育児休業は無理にでもとらないとふえない。県庁など公的機関が率先して取得するようにすべき。また、長く職場を離れた女性が職場復帰しづらい状況からすると、男女が数か月ごとに交代で取得できるなど、育児休業の取り方がより柔軟である必要があるのではないか。 ・ 性暴力・ストーカー対策で加害者の支援が必要とあるが、これに言及するのであれば、これらの行為は絶対だめだということを前段に書く必要があるのではないか。 	<p>平成 28 年 3 月下旬 滋賀県男女共同参画計画 策定・公表（予定）</p>

【重点審議事項の論点整理について（厚生・産業常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性や若者には非正規雇用が多く、活躍しきれない現状もあると思われるので、国の労働局の施策もあるが、県として具体的な施策を盛り込むべき。 ・ 計画の中では、働く場として大企業が想定されているように見え、中小企業からすると現実にそぐわないように思える。この分野においても中小企業支援の視点を持っていただきたい。 ・ 健康づくりへの支援のところで、ダンスイベントが挙げられているが、県がダンスイベントの定着を図るかのように読めるので、表現を工夫すべきではないか。 ・ 人権問題のところで、同和問題や患者が挙げられているのに違和感がある。削除すべき。 ・ 育児休暇や介護休暇については、取得が必要な時期は人それぞれであり、必要な時期に遠慮せず取得できるシステムが社会全体で必要。 	

【重点審議事項の論点整理について（厚生・産業常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備考
<p>医療福祉施策の推進について</p>	<p>平成 27 年 6 月 10 日 常任委員会 ・平成 27 年度中に策定、変更が予定されている計画等について</p> <p>平成 27 年 10 月 5 日 常任委員会 ・滋賀県地域福祉支援計画の策定について</p> <p>平成 27 年 12 月 14 日 常任委員会 ・次期「滋賀県地域福祉支援計画」原案について</p> <p>平成 28 年 2 月 10 日 常任委員会 ・次期滋賀県地域福祉支援計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について</p>	<p>滋賀県地域福祉支援計画について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動について、活動資金は原則住民が自ら負担、もしくは集めるとあるが、事業によっては県が支援することも考えられることからもう少し含みをもたせるなど、配慮していただきたい。 ・ 小地域福祉活動を行う単位としては自治会や小学校区を身近な生活の場としている一方で、地域包括ケアでは中学校区を単位としており、少し議論していただきたい。 ・ 文中の用語について、例えば商工会とあるが、商工会議所も含めるならば商工団体となる。言葉を丁寧に使っていただきたい。 ・ 民生委員や児童委員のなり手が減少する中で、今以上の取り組みを求めるのは難しいと思われるので、仕事量を含めて今後仕組みを検討していただきたい。 ・ 高齢者や障害者など、当事者だけでなく、その家族などもケアが必要であり、関係団体への配慮も必要ではないか。 ・ 地域福祉コーディネーターについて、身分保障や守秘義務など、具体的な部分でどこの地域でも取り組みができるように進めていただきたい。 	<p>平成 28 年 3 月 滋賀県地域福祉支援計画策定（予定）</p>

【重点審議事項の論点整理について（厚生・産業常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備考
	<p>平成 27 年 6 月 10 日 常任委員会 ・平成 27 年度中に策定、変更が予定されている計画等について</p> <p>平成 27 年 9 月 9 日 常任委員会 ・滋賀県地域医療構想の検討状況について</p> <p>平成 28 年 1 月 25 日 常任委員会 ・滋賀県地域医療構想の策定について</p> <p>平成 28 年 3 月 8 日 常任委員会 ・滋賀県地域医療構想（案）について</p>	<p>滋賀県地域医療構想について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年までに病床が減る分を在宅医療でしっかりフォローできるようにすることが必要。 ・ 慢性期について、区域内完結率を向上させるためには特定の医療機関にお金を出して体制をつくるくらいのことをしないと解決しないのではないか。 ・ 療養病床の削減が前提となっているが、家庭の事情等で入院せざるを得ない方もおられ、現時点では難しいのではないか。 ・ 成人病センターが一医療機関として目指す姿と県の医療政策上成人病センターに求められるものがかい離した場合はどう調整をするのか。それを踏まえてよく検討すべき。 ・ 湖北、東近江地域について、病床が削減される前提となっており、心配する声がある。病床稼働率が低い理由については分析されたい。また、地域で完結する医療への要望もあるので、今後よく議論していただきたい。 	<p>平成 28 年 3 月下旬 滋賀県地域医療構想策定（予定）</p>